

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）10条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求（について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。）

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を令和6年2月21日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の度数への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

症状が悪化しているのに、判定が変わらなかつたため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 12月20日	諮問

令和7年 5月27日	審議（第100回第2部会）
令和7年 6月27日	審議（第101回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又は保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添えて、その者が18歳以上にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長（心障センター所長）を経由して、知事に申請しなければならないとしている。
同条4項は、申請書を受理した心障センター所長は、都要綱4条の規定により総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上にあっては都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。
- (3) 都要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するとし、同条2項は、同条1項の規定により、総合判定基準表の区分（障害の度数）1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。
なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2

度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (4) 都要綱8条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をし、再判定を受けなければならないとし、また、都要綱10条は、8条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。
- (5) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ38であり、これは個別判定基準表における3度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49）に相当するものである。

イ 「知的能力」について

面接等では、「病気」、「危険」、「新聞」等の漢字が読め、平仮名と片仮名を書くことや、繰り上がりや繰り下がりのない加減算ができた。また、テレビはリモコンのボタンを押す操作をして、主にアニメを見ているとのことである。

以上により、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる。」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

特別支援学校高等部卒業後、就労継続支援B型事業所に通所しており、現在まで同事業所への通所（兄が送迎）を継続し、粘土で鉢等を作る作業に従事しており、同事業所からは、取組の様子について特に報告はないとのこと。家の手伝いは、以前はごみ捨てができていたが、1年前に行方不明になったことがあったため、現在は行っていない、洗い物は水を出しっぱなしにするので行わせていないとのことである。

以上により、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」と「助言等があれば、単純作業が可能」との間の区分に相当するものとして、2度～3度と判定されている。

エ 「社会性」について

発音が不明瞭で聞き取りにくさがあるため、知能検査は筆記で回答をし、意思を伝えようとしていた。また、同じ就労継続支援B型事業所に20年以上通所しており、取組の様子についての報告もなく、ここ数年は落ち着いているとのことである。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

口頭は、一音ずつ間延びした発音で答え、不明瞭だが、単語程度での表出がある。書字は、氏名以外は主に平仮名を用い、文法的な誤りが多いが、短い文章で表現しようとする様子がみられ、聞いた文章を平仮名でおおむね書き取ることができた。日常生活では、単語から二語文程度での表出はあるが、発音不明瞭さが増し、伝わり難くなっている、ジェスチャーや泣くことでアピールすることが増えているとのことである。

以上により、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

生後半年で網膜芽細胞腫の診断があり、右目は摘出して義眼となっており、視力障害3級である。手をやや前に出して歩くが、独歩

で移動は可能。また、現在、定期的な服薬はないが、年に1回、○○で検査を受けているとのことである。

以上により、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

キ 「日常行動」について

自宅で、兄の留守中に突然泣き出すことがあり、最近、その頻度が増えている、外出して帰宅できないことがあったため、単独での外出はさせないようにしているとされる一方で、通所先での情緒不安定はここ数年落ち着いているとのことである。また、水を出しっぱなしにしたがる、原因不明の咳（咳払いチックのような症状）が常時出るようになったとのことである。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

食事は、箸は使い難そうにするため、スプーンやフォークを主に使い、食べることができる。排泄は、1年前から失禁するようになり、最近はオムツを使用し、オムツに排尿後、発声でアピールして自ら脱ぐが、その後の処理は周囲の者が行っている。排便はトイレを使用している。着脱衣は、用意された服を着脱することができ、服の前後をたまに間違える程度である。入浴は、水を出しっぱなしにする等の行為はあるが、一人で入っており、歯磨きも自分で行っている。爪切りは介助してもらっているとのことである。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が部分的に可能」と「身辺生活の処理がおおむね可能」の間の区分に相当するものとして、2度～3度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち2項目が2度（重度）～3度（中度）相当、6項目が3度（中度）相当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び兄に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘す

ることはできない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としては、3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度知的障害」と、心理学的所見欄には「C A 4 1 MA 6 : 0 IQ 3 8 鈴木ビネー改訂版 R 6. 2. 1 検査実施。発音不明瞭で聞きとりにくさあり、一部課題は書いて答えてもらった。」と、社会診断所見欄には「本人の状況に合わせた生活支援が望まれる。」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、障害の度数を1度又は2度に変更することを求めている。

しかし、前述（1・(2)から(5)まで）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「3度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)
後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2 (略)